

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	要保護児童等に係る個人情報の要保護児童対策地域協議会への外部提供について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：子ども家庭部子ども総合センター子ども総合支援係）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	新宿区要保護児童対策地域協議会
<b>担当課</b>	子ども総合センター
<b>目的</b>	<p>新宿区要保護児童対策地域協議会において、区内在住の要保護児童（※1）、要支援児童（※2）及びその保護者並びに特定妊婦（※3）（以下「要保護児童等」という。）に関する情報を交換し、要保護児童等への適切な支援の内容を協議する。</p> <p>※1 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童</p> <p>※2 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童</p> <p>※3 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦</p>
<b>対象者</b>	要保護児童等
<b>事業内容</b>	<p><b>【概要】</b></p> <p>子ども総合センターは、子どもと家庭に係る総合相談窓口として区民や関係機関からの相談業務を行うとともに、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会（新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク）（以下「協議会」という。）の調整業務として、要保護児童等に係る実態把握、支援の実施状況の把握及び適切な支援に向けた機関相互の連絡調整を行っている。</p> <p>子ども総合センターは、上記相談の内容により、関係機関の連携による支援が必要な場合は、協議会の登録機関（個人を含む。以下「構成員」という。）に対し、要保護児童等の情報を提供するとともに、要保護児童等に係る課題の整理、支援方針の決定、役割分担の確認等を行う。</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>1 平成 17 年 6 月</p> <p>児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会として「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」が設置される（新宿区子ども家庭サポートネットワーク設置要綱の制定）。当該設置にあたり、平成 17 年度第 2 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会において、「要保護児童対策地域協議会（子ども家庭サポートネットワーク）における外部提供について」として諮問し、承認を受けている。ただし、当該承認時、「会員に対し、取扱いに十分注意するよう指導すること。」という条件が付された。</p> <p>2 平成 21 年 4 月</p> <p>児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会における協議の対象者に「特定妊婦」が加わった。しかし、当該法の改正内容に基づき、上記承認内容を修正する旨の諮問を行っていなかった。</p> <p>3 平成 24 年 4 月</p> <p>協議会が、子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者支援地域協議会」の機能（子ども・若者の支援に係る関係機関が連携し、適切な支援を行っていく機能）を合わせ持つ組織へと改められた。（新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク設置要綱の制定及び新宿区子ども家庭サポートネットワーク設置要綱の廃止）</p> <p><b>【個人情報の取扱い】</b></p> <p>現在、協議会の開催に先立ち、構成員に対し、「個人情報に関する資料は、原則的に回収すること。」、「支援のために当該資料の持帰りが必要な場合は、必要最小限にとどめ、当該資料の取扱いについては十分注意すること。」について説明している。</p>

## 件名 要保護児童等に係る個人情報の要保護児童対策地域協議会への外部提供について

保有課(担当課)	子ども総合センター
登録業務の名称	新宿区要保護児童対策地域協議会
登録業務の目的	新宿区要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に関する情報を交換し、要保護児童等への適切な支援の内容を協議する。
外部提供の相手方	構成員
外部提供を行う理由	構成員に要保護児童等に係る情報を提供することにより、虐待防止を始めとした要保護児童等の対策について、実効性を高め、適切な支援につなげるため
外部提供を行う情報項目	<p>【要保護児童等に係る情報項目】 氏名、性別、生年月日、在籍学校、園等名、保護者との続柄、住所、電話番号</p> <p>【要保護児童等への支援に係る相談者に係る情報項目】 氏名、要保護児童等との関係、住所、電話番号、相談内容(主な相談内容、要保護児童等の現状、過去の相談歴)</p> <p>【要保護児童等の家族(上記「相談者」を除く。)に係る情報項目】 氏名、要保護児童等との続柄、年齢</p> <p>【要保護児童等への支援に係る連携に関する機関及び個人に係る情報項目】 関係機関名、担当者名、電話番号、支援内容(他機関との連携内容、他機関又はサービス紹介の内容)</p>
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	<p>1 構成員に対し、協議会の法的位置づけ、協議会設置に係る公示を行っていること、守秘義務、罰則規定について説明を行う。</p> <p>2 協議会の部会である事例検討会議の冒頭時、会議の目的、合意事項(守秘義務を含む。)について、構成員に確認させる。</p>
外部提供の相手方としての情報保護対策	構成員は、守秘義務を遵守し、個人情報の保管、管理に十分配慮する。
外部提供の時期	平成21年4月1日(以降継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****